≪NISA(少額投資非課税制度)のご利用にあたってのご留意事項≫

NISA 口座の開設をご検討されているお客さまにおかれましては、
下記留意事項についてご確認くださいますようお願いいたします。

■ NISA のご利用にあたってのご留意事項

1. 日本にお住まいの 18 歳以上の方(NISA をご利用になる年の 1 月 1 日現在で 18 歳以上の方)が対象です。

2. 特定口座とは異なり、原則として同一年において一人一口座(一金融機関等)しか開設できません。
(金融機関等を変更した場合を除く)

3. 1 年間のうちに、つみたて投資枠で買い付けられる上限額(年間投資枠)は 120 万円、成長投資枠で買い付けられる上限額は 240 万円です。両者を併用することで、最大年間 360 万円まで投資することができます。
年間投資枠に加えて、一人 1,800 万円(うち成長投資枠は 1,200 万円)の非課税保有限度額が設定されています。
※ これらの金額は上場株式や株式投資信託の買付代金をもとに算定します(手数料等は含みません)。

4. 特定口座、一般口座で保有している上場株式等を NISA 預りに移管することはできません。

5. NISA 預りに係る配当金や売却益等は、収益の額に係らず全額非課税となりますが、売却損等はないものとされ、特定口座や一般口座、他の口座との損益通算はできません。また、繰越控除もできません。

6. 2024 年以降、NISA 預りを売却した場合の非課税枠の再利用が可能となりますが、減少した枠分を新たな投資に利用できるのは、翌年以降です。

7. 投資信託の分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)は NISA 預りでの保有であるかどうかにかかわらず非課税であるため、NISA 預りにおける非課税のメリットは享受できません。
なお、元本払戻金は資本の払出しであるため、払戻しのあった分だけ非課税保有額が減少します。減少した分は、翌年以降、年間投資枠の範囲内で新たな投資に利用することが可能です。

8. 法令により、弊社は、NISA 口座を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日における、お客さまのお名前・ご住所について確認させていただきます。確認ができない場合は、新たに買付けた金融商品を NISA 口座へ受入れることができなくなります。

(裏面もご確認ください)

■ つみたて投資枠のご利用にあたってのご留意事項

1. つみたて投資枠の年間投資枠は 120 万円になります。
2. つみたて投資枠のご利用には、積立契約(累積投資契約)を締結いただく必要があります。この契約に基づき、定期かつ継続的な方法で買付けが行われます。
3. つみたて投資枠で買付けた投資信託の信託報酬等の概算値を原則として年１回通知いたします。
4. 弊社がつみたて投資枠で取扱う金融商品は、弊社で選定した法令等の要件を満たす公募株式投資信託になります。
   ※　取扱商品は今後変更の可能性があります。
   ※　取扱商品の詳細は、弊社営業員までお問い合わせください。

■ 成長投資枠のご利用にあたってのご留意事項

1. 成長投資枠の年間投資枠は 240 万円になります。
   ※　成長投資枠の非課税保有限度額は 1,200 万円までです。
2. 弊社が成長投資枠で取扱う金融商品は、国内株式(上場株式、ETF、ETN、REIT)、国内公募株式投資信託になります。
   ※　①整理銘柄・監理銘柄、②信託期間 20 年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等は除外されます。
3. 成長投資枠で購入した上場株式等の配当金や ETF、REIT の分配金を非課税とするには、「証券会社で受け取る方式(株式数比例配分方式)」を選択する必要があります。
   ※　いったん「株式数比例配分方式」を選択すると、他の証券会社の特定口座や一般口座で保有されるすべての上場株式等の配当金等についても、自動的に「株式数比例配分方式」が選択されます。
   ※　公募株式投資信託(上場証券投資信託の受益権(ETF)を除く。)の配当等については、すべて NISA 口座を開設する金融機関等経由で交付されるため、特段の手続を経ずとも非課税の適用が受けられます。

※　この資料は 2023 年 12 月現在の情報に基づいて作成しております。今後、法令等の改正により、記載内容に変更が生じることがあります。

商 号 等 ：山和証券株式会社　　金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第 190 号
加入協会：日本証券業協会